

5. 突発的困窮時支援(少額補助)実施要項

- (1) 目的 学生が突発的事情により講義受講に支障をきたす事態が生じた場合、事由改善費用の一部に充当する一定額の補助金を給付し、事態の改善を図る。
- (2) 対象学生 学部生及び院生（ただし、学生後援会及び同窓会会員）
- (3) 補助対象とする事由
- ①事故
 - ②災害罹災
 - ③盗難
 - ④病気罹患
 - ⑤授業用パソコン修理
- 等により突発的に金銭的負担が発生する場合。その他の事由については申請時事務局と協議する。
- (4) 補助額と補助方法
- 1 事由ににつき 1 万円の定額補助。在学中 1 人 1 回。
- 申請方法は、別紙補助申請様式（5-1）により本会事務局に随時申請する。補助の決定は事務局で行う。
- 年間予算が全額執行された時点で本補助の申請を打ち切る。
- (5) 年間予算
- 30 万円
- (6) 財源
- 三重大学教育学部学生後援会一般会計より支出する。